



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *4 和歌山県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 1
- *5 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 2
- *6 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則 (職員課) 2

○ 告示

- 212 平成18年和歌山県告示第495号 (地域環境保全に関する施設の整備事業の決定) の一部改正 (循環型社会推進課) 3
- 213 令和8年和歌山県告示第116号 (国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数) の一部改正 (国民健康保険課) 3

規 則

和歌山県規則第4号

和歌山県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続条例施行規則 (平成8年和歌山県規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>条例第15条第4項等に規定する規則で定める方法</u>)</p> <p><u>第3条 条例第15条第4項 (条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>に規定する規則で定める方法は、<u>行政庁の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下この条において同じ。)</u>と公示事項 (条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機 (行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限り。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</u></p> <p>第4条 略</p>	<p>第3条 略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

和歌山県規則第5号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第1条、第3条、第9条関係）					別表第1（第1条、第3条、第9条関係）				
附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局	附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
略					略				
和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会	略	略	略	略	和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会	略	略	略	略
和歌山県いじめ再調査委員会	<u>7人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u>	<u>2年以内</u>	<u>共生社会推進部</u>					
略					略				
和歌山県港湾施設等指定管理者選定委員会	略	略	略	略	和歌山県港湾施設等指定管理者選定委員会	略	略	略	略
					和歌山県役務提供等実績認定審査会	<u>3人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u>	<u>3年以内</u>	<u>会計局</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（和歌山県役務提供等実績認定審査会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第6号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 (3)・(4) 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 (3)・(4) 略

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

告 示

和歌山県告示第212号

平成18年和歌山県告示第495号（地域環境保全に関する施設の整備事業の決定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

題名中「整備事業」を「計画の策定又は整備事業に要する経費」に改める。

本文中「整備事業」を「施設の計画の策定又は整備事業に要する経費」に改め、「もの」の次に「に要する経費」を加える。

第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号中「廃棄物処理施設」の次に「（当該施設の建設に伴う環境への影響を緩和するための施設を含む。）」を加え、同号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 廃棄物処理施設の計画の策定

和歌山県告示第213号

令和8年和歌山県告示第116号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

表に次のように加える。

算定政令第11条の2第3項の知事が定める数	0.8465068973317
算定政令第11条の2第6項の知事が定める数	1.0484773072999
算定政令第11条の2第7項の知事が定める数（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7